

# 各委員提出資料

## 目 次

藤森委員提出資料	・・・・・・・・ P . 1
松田委員提出資料	・・・・・・・・ P . 3
若盛委員提出資料	・・・・・・・・ P . 5

○子ども指針（仮称）の策定のための基本的な論点について  
（子ども・子育てに関する理念、子ども指針（仮称）の構成、教育・保育の目標等）

（社）全国私立保育園連盟  
保育・子育て総合研究機構研究企画副委員長 藤森 平司

子ども指針（仮称）策定に向けた基本的な論点として、とくに以下の10項目を提案します。

1. すべての国民は、生まれながらにして教育される権利がある。
2. 乳幼児に対する教育は、子どもの最善の利益が最も大切にされることが優先課題である。
3. すべての乳幼児は、その発達において、今を大切にされ、自分らしく生きる権利がある。
4. 乳幼児は、人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達が保障される権利がある。
5. 乳幼児期は、生涯にわたっての教育の基礎を培う最も大切な時期であり、決して学校教育の準備期としての教育であってはならない。ただし、人生の出発点をより強固にするために、その後の学校教育との接続を大切にすることが必要である。
6. 乳幼児期は、人として生きていくための意欲、探究心、社会の一員である意識、コミュニケーション能力、身体的機能の調和的発達、自律と自立などを身につけていくことが課題である。
7. 乳幼児期における教育は、環境を通して行うことを基本とし、教育のために乳幼児にとってのよい環境を用意しなければならない。
8. 乳幼児は、自分に影響する事項について自由に自己の意思を表明することができ、自分に関係する事項については、その策定において参画することができる。
9. すべての乳幼児おいての尊厳を大切にされ、自立を妨げることを排除する。
10. ここでいう乳幼児とは、生まれてからおおむね8歳までと定義する。

乳幼児教育法10カ条（試案 藤森平司）より

## 10 Educational Concepts for Early Childhood

1. We, all Japanese nationals, have the right to be educated from birth.
2. The education for all children in the early childhood makes the best interest of the child, which is the most cared, a priority issue.
3. All children in the early childhood have the right to be taken care of at their own present moment and to live themselves.
4. All children in the early childhood have the right to develop their personalities, talents and spiritual/physical abilities to their fullest potential.
5. An early childhood is the most important time for building a foundation of life-long education, not merely for readiness for school. It is, however, necessary to give consideration to the importance of the transition from pre-school to school in order to make the starting point of his or her life stronger.
6. An early childhood is a time for children as future-oriented human beings to cultivate their motivation, exploration, awareness of being a social member, communicative abilities, harmonious developments of physical functioning, autonomy, independence and the like.
7. All children in the early childhood are basically educated through the environments surrounding them, and therefore we must prepare them for good educational environments.
8. All children in the early childhood can express their views freely in all matters affecting themselves and can participate in making decisions on matters relating to themselves.
9. All children in the early childhood should be taken care of their dignity, and their independence should not be disturbed.
10. A child in the early childhood is here defined to be below around eight years old.

(1) こども指針(仮)に盛り込むべき子ども・子育てに関する理念

○子ども時代をどのように過ごし、どんな人に育っていった欲しいか?

(どんな子どもに育てたいか?ではなく)

人生の始まりの大切な時期に、多様な人との関わりや信頼関係を築きながら光や水や土に親しみ、豊かに遊ぶ十分な時間と空間と仲間を保障される。冒険と挑戦ができる。そのことが、主体的に考え、自律的に、惜しみなく利他的な行動につながる。

○そのために、大人はどんな環境を用意したらいいのか?

『一人の子どもが育つには、村中の大人の知恵と力が必要』

「この社会のあり方ではもう頑張れない!」というのが今の子育て層からのサイン。子どもにとって、親は広い意味で「環境」でもある。家庭が第一義的な責任を果たしていくためにも、家庭に対して、さらに頑張れと追い討ちをかけるのではなく、まずは寄り添い、親自身が子育てを受容され、肯定的に受け止められる支援が必要である。サービスの受け手にだけしない当事者参画型の支援が、当事者の近いところで展開されることが必要。

(2) 教育、保育の定義について

「教育」と「保育」の整理をする際に、今後指定制が想定されるであろう多様なサービス主体をどう視野に入れていくか、考えるべきではないか。

(3) こども指針(仮称)の構成等について

家庭や地域との連携・子育て支援等(告示)をもりこむとあるが、これはこども園(仮)という施設に固有なものなのだろうか?

地域子育て支援拠点は、当事者に近い存在として、日常的に親同士の交流の場を提供し、初めての子育てのとまどいや不安を軽減する場となっている。さらに、子どもたち同士の育ちをはぐくめる場所でもある。昨年度には、これまでの調査を踏まえ、地域子育て支援拠点に共通したガイドラインを、つくってきている。

全体構成の中に、地域子育て支援が必要になってきた経緯を示すとともに、施設だけでなく様々な主体により、ひろば型、センター型、児童館型と多様な形態で展開されている地域子育て支援拠点が共通に押さえておくべき点があると考えており、それら全体の整合性をはかっていたきたい。

参考)

平成21年児童関連サービス研究等 地域子育て支援拠点事業における活動の指標(ガイドライン)  
主任研究者 渡辺顕一郎(日本福祉大学教授)

## 「地域子育て支援拠点事業」が、子ども・家庭支援に果たす役割

子ども・子育て新システムの基礎給付に「地域の子育て支援事業」として位置づけられている「地域子育て支援拠点事業」は、「すべての子育て家庭」の多様なニーズに応える身近な拠り所として、また、地域の支えあいの根幹として、当事者と必要な支援をつないでいる。具体的には、虐待予防、育休中の社会との接点、一時預かり、障害児支援、異世代交流、父親の育児参加、親のエンパワメント、地域コミュニティ活性化など、「子育て支援の全体像」を描くにあたり、必要な機能をきめ細やかに担っている取り組みがある。また、市町村と共にNPO等の市民が参画する新たな社会連帯として包括的に地域の子育て支援の資源をつなぐ役割も果たしている。

### 「地域子育て支援拠点事業」は、すべての子育て家庭のセーフティネット！

育休中も含めて、3歳未満児の親の約8割は、保育施設以外で子育てをしているが、「地域子育て支援拠点事業」は、「すべての子育て家庭」を対象とした事業であり、年間のべ約3,264万人<sup>(※)</sup>の親子が利用している。その利用者像とニーズは多岐にわたり、当事者(子育て家庭)と地域の社会資源をつなぐ潤滑油、触媒的な機能を持つ地域の互助システムとして子育ての孤立化や負担感を軽減する役割も担っている。

※年間のべ利用=1ヶ所平均6,676人×4,889か所 (H21年ひろば全協調査)

#### <多様なニーズ>

- 初めての子育てに不安
- 身近な相談
- 子どもの発達が不安
- 出会い・交流
- 情報交換
- 一時預かり
- 実家が遠い
- 里帰り利用
- 虐待予防

#### 地域子育て支援拠点

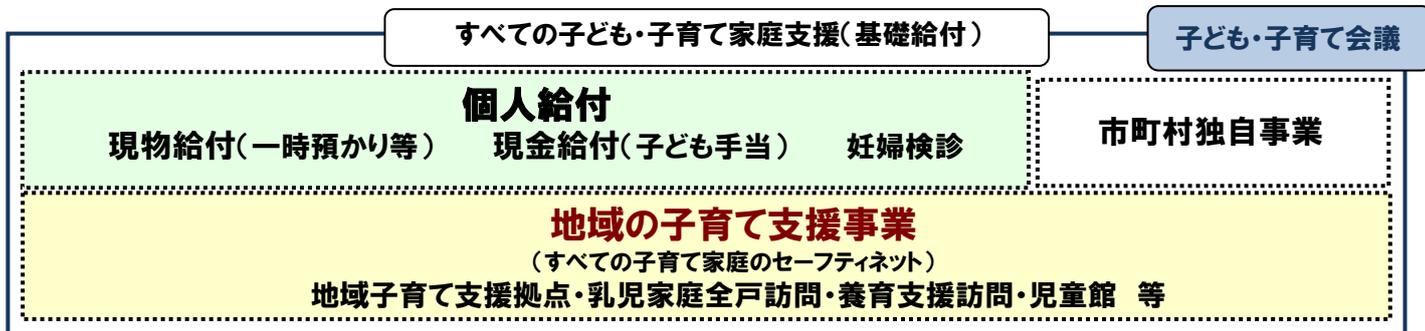
- ◆子育てひろばと保育園の両方を利用しながらパート就労
- ◆祖父母と孫
- ◆育児休業中
- ◆休日の父親と子ども
- ◆ひとり親家庭
- ◆多胎児
- ◆転入者
- ◆子育てひろばで一時預かりを利用しながらパート就労

#### <多様な利用者>

### 地域の子育て力をはぐくむ地域子育て支援事業を土台に、各市町村に当事者性を取り入れた「子ども・子育て会議」設置を！

「地域の子育て支援事業」は、当事者に最も近い場所でニーズを把握し、すべての子育て家庭のセーフティネットとして機能する「基礎給付の土台部分」である。その上で、個人給付、さらには2階部分の幼保一体給付があると考えたい。よって、地域の子育て支援拠点事業には全給付費の一定割合が充てられ、子育ての第一歩から確実に支える仕組みとなることを求めたい。

また、地域子育て支援拠点は、第2種社会福祉事業に位置づけられ、すべての子育て家庭対策として積極的位置づけのニーズがある。地域の子育て力がアップし、子育て中の親が社会と繋がるためには、当事者の声を取り入れた子ども・子育て会議を各市町村に設置し、NPO等の多様なステークホルダーが参画できる仕組みが必要と考える。さらに、子ども・子育て会議は、単なる諮問機関でなく、事業評価、監査、勧告ができる組織として設置されることも望みたい。



### 個人給付の枠組みで一時預かりを保障

地域子育て支援拠点での一時預かりは、実家に子どもを預けるような感覚でゆだねられる身近な心の拠り所である。育児ストレスを抱えつつも、子どもと離れることに不安感を持つ親がいる中、地域子育て支援拠点での日頃の様子を理解した上で信頼感を持って預かってもらえることは、親の心の安定につながる。また、親支援だけでなく、子どもにとっても親以外にも信頼できる大人が関わる中で育つことは、子ども自身の心の安定や成長発達につながる。

また、個人給付の枠組みで一時預かりを保障することは、さまざまな理由で行き詰まった育児に第三者が介在する機会、社会全体で子どもを育てる機会を促進すると考えられる。

## 「こども指針」の位置づけと内容についての提案

### 1、「こども基本法（仮称）」制定と「こども指針（仮称）」

同じ国の中でありながら、幼保の制度にわけられてきた子どもの政策から、日本国憲法によって保障され、児童憲章等が指し示している「すべての子どもの最善の利益」を守り求めることが出来る一つのシステムへ進化するために、チルドレン・ファーストの理念による「こども基本法（仮称）」の制定が望まれる。このシステムによる子どもの育ちの保証書が「こども指針（仮称）」である。それは、乳幼児期から少年期の教育が生涯にわたり人格形成の基礎を培う重要なものとして捉えるものであれば、大きな意味で「人間形成の指針」ともいえる。現行の幼稚園教育要領や保育所保育指針などの施設保育の指針では不十分であり、子どものための、しかも、家庭や地域も視野に入れた指針が必要である。この日本の国を支える人間の育成を考えると、家庭や施設のみならず、社会、行政が一体となって取り組まねばならないことは明確である。以上のようなことを考え、この指針は、家庭、施設、社会、行政が一体となる共通理解のための道しるべとなるものであることを願いたい。

しかし、18年間という長いスパンを一つのもので表すことは困難であるので、子どもの成長の発達から考えて、満一歳に満たない者を乳児期、満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者を幼児、小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者を少年と3期に分けて一貫した理念の下に策定されたい。

### 2、家庭教育のあり方

今回の「こども指針」は、まず、家庭のあり方が重要である。社会全体の意識の改革と同様に、子どもを育てている家庭の意識の改革が必要である。親にとっては「我が子」として育成義務や責任があるのだが、「社会の子」としての意識をも含んだ義務と責任があることを認識し、子どもを生き育てている行為そのものが、日本という国を支え、社会（コミュニティ）を支えていることに誇りと自負を持つことを感じるものでなければならない。日本人が大切にしていた日本的家庭教育を見直し（懐古的でない）、「和して同ぜず」「おかげさま（感謝）」の心根を根底においた人間形成の場としての家庭のあり方を問うものとして考えたい。また、同時に子育てが、育てる大人の人間形成にも大きな意味をなすことも含めたい。

### 3、幼児教育の原点

乳幼児が育つという過程においては、幼稚園、保育所、認定こども園それぞれの中で違いはない。それは、乳幼児は遊び（行為）によって学習するといった定義を現在の幼稚園教育要領や保育所保育指針でも記載されていることでも明確である。乳幼児の「生活」の中心は「遊び」であり、「遊び」は「学び」に通じているということにほかならない。しかし、現在の乳幼児施設では、それぞれの独自性や経営上の理由から、この幼児教育の定義からおおよそかけ離れた幼児教育が行われていることがある。幼児期は学びの芽生えとして、生活、他者との関係（人間関係）、興味、関心、意欲を助長する目標の下、幼児期に豊かな子どもらしい体験を基礎として人間形成があることを今一度乳幼児施設は認識し、今回策定される「こども指針」を最中心におき、豊かな人間性を育むことを目指すべきである。また、インクルージョンの理念から様々な子どもの発達に則したひとり一人の子どもの育ちを大切にすることを環境を整えることの重要性を認識させたものでもなければならない。その意味合いから、これからの「こども指針」に必要なのは、従来までの「預かり保育」に「保育」の要素を、長時間保育へ「教育」を加えた「一体型」として幼保の機能を活かしたシステムを目指していく事が必要ではないかと思う。

#### 4、社会全体の意識改革

現在日本が抱えている諸問題の一つに家族構成の問題が指摘されている。日本の世帯のかたちとして核家族があるのだが、その核家族の構成が親とその子というなかで、子どもの年齢が青年を越した30代から40代という年齢に上がっている。

そのことは、乳幼児や青年という20代までの子どもがいる世帯が減少し、子どもの問題を実感として感じられる世帯が少なくなっている事である。今回のこども指針を策定するにあたり、社会全体で考えていくという前提で取り組むときに、この子どもをいない世帯をも含めた、国民一人一人に認識されるかたちを考えていかねばならない。

これは、少子化問題と大きく関わり、子どもの健やかな育成こそが、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であること。また、幼児期における教育が、その後の人間としての生きかたを大きく左右する重要なものであり、次の時代を担う原動力として、我が国を支えていくことであるという視点を大切にしていかなければならないと考える。

#### 5、行政のあり方

今回の新システムの策定や内容についても、各県並びに市町村が大きく関わってくるのであれば、地域による差がないようにすべての子どもが「社会の子」として認識され、その子どもそれぞれが持つ家庭環境を考慮した財政的支援と場を提供するためのシステムの理念を「こども指針」の中で明確にされなければならない。また、策定後に各地域で行政・施設・家庭が参加し研修会等を行い、常に情報交換と子育てに対する共通理解を深めていくことが望ましいと考える。

